2026.11.18
第15回　副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

資料２

特別区の名称についての

東京都北区からの回答

８北総総第３９９２号
令和８年１１月１７日

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会
会長　　杉江　友介　様

東京都北区長　　山田　加奈子
（公印省略）

特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）について（回答）

令和８年 11 月９日付けで御依頼のありました特別区名「北区」の使用について、本区としての意見を申し述べます。

東京都北区は、昭和 22 年３月の区制施行以来、長年にわたり「北区」の名称の下で区政を運営し、区民生活、地域コミュニティ、行政サービス及び各種団体の活動を積み重ねてまいりました。こうした歴史と区民の愛着は、本区が大切に受け継いできたものです。

しかしながら、同一名称の基礎自治体が存在することによる影響は、本区だけに生じるものではなく、双方の自治体の住民や企業・団体、さらには行政運営にも幅広く及ぶものと考えております。行政情報や各種手続、報道、インターネット上の情報発信など、様々な場面において混同や誤認が生じる可能性があり、とりわけ、災害時の避難情報や防災情報など、住民の生命や安全に関わる情報については、混同や誤認が生じることのないよう、確実な識別性を確保することが重要であると考えます。

国においても、新たな市の名称について、昭和 45 年３月 12 日付け自治振第 32 号自治事務次官通知により、既存の市の名称と同一又は類似とならないよう十分配慮するとの考え方が示されております。住民生活上の混乱を防ぎ、地方公共団体としての識別性を確保するという考え方は、大阪府における新たな特別区の名称を検討する上でも参考にされるべきものと考えます。

もとより、大阪府における特別区の設置、その区割り及び名称については、大阪の地域的・歴史的事情を踏まえ、関係自治体及び住民の皆様の議論を経て判断されるべき事項で

あると認識しております。また、今回の貴協議会における決定についても、これまで真摯に議論を重ねられてきた結果であると受け止めております。

こうした中、これまで貴協議会では、同一名称となることによる行政上の影響や住民の戸惑いなどに対して、できる限りの工夫を凝らし、その解消に努めていくこととしております。しかしながら、現時点では具体的な方策が示されておらず、行政運営のみならず、住民生活や企業・団体の活動、さらには災害時の情報伝達など、様々な場面における混同や誤認への懸念が解消されるものとは考えておりません。

本区としては、こうした影響や懸念を踏まえ、基礎自治体としての「北区」は、引き続き唯一であることを希望しております。これは、単に本区の立場や事情によるものではなく、同一名称による混同や誤認が、双方の自治体の住民生活、企業・団体の活動、行政運営等に影響を及ぼす可能性があることを踏まえたものです。

以上のことから、「北区」の名称について、改めて御検討いただくようお願いいたします。